

## アメリカ刑事法の調査研究 (179)

米 国 刑 事 法 研 究 会  
(代表 堤 和 通)\*

### Nance v. Ward, 597 U.S. 159 (2022)

山 田 峻 悠\*\*

死刑の執行方法が第8修正に違反すると主張する際に要件として求められる執行方法の代替手段の提示について、現行の州法上許容されていない代替策を提示し、受刑者の主張を認めると現行の州法上死刑を執行できなくなる場合でも、連邦人身保護手続ではなく、合衆国法典タイトル42, 1983条に基づく手続によって訴訟を行いうると判断された事例。

#### 《事案の概要・訴訟の経緯》

銀行強盗からの逃走の過程で、申請人である Nance は被害者を銃殺した。ジョージア州の陪審は Nance を謀殺の罪で有罪とし、公判裁判所は Nance に死刑を量刑した。Nance は直接上訴及び州の付随的手続、連邦の人身保護手続で有罪判決と死刑量刑を争ったが、いずれの主張も退けられた。

その後 Nance は、死刑を執行するに当たってジョージア州が致死薬の投与 (lethal injection) を用いることを禁止するよう求めるために合衆国

---

\* 所員・中央大学総合政策学部教授

\*\* 嘱託研究所員・中京大学法学部講師

法典タイトル42, 1983条に基づく訴訟（以下「1983条訴訟」と表記する）を提起した。ジョージア州では現行の州法で権限を与えられている死刑執行方法は致死薬の投与のみであった。このような申立てを行うに当たって、致死薬投与による死刑執行は重大な苦痛を生じさせる相当程度の危険があると Nance は主張した。Nance によれば、彼の血管が損傷しているために経静脈投与により静脈が破れ、薬剤が周辺組織に漏れ出して激痛と火傷を引き起こす可能性がある。さらに、長年処方薬を使用していたため、死刑の執行の過程で利用される鎮静剤では Nance の意識を喪失させ無痛にすることができない危険がある。Nance は、容易に利用できる刑の執行方法の代替策として、当時他の4州で許容されていた銃殺刑による刑の執行を提示した。

District Court は Nance の主張を時機にかなうものではないとして退けた。しかし、第11巡回区 Court of Appeals は、ジョージア州では致死薬の投与が唯一認められている死刑執行手段であり、Nance の死刑執行方法に関する主張は死刑の無効を求めることになるから、この主張は1983条訴訟ではなく連邦人身保護手続によるべきことになるとした。そして、同裁判所は Nance の主張を連邦人身保護請求として再構成（reconstructed）し、Nance が既に連邦人身保護請求を行っていることを理由に、反覆請求としてこれを退けた。第11巡回区は、大法廷での再審理を求める Nance の申立ても退けた。合衆国最高裁判所はサーシオレイライの申請を認容した。

## 《判旨》破棄・差戻し

### 1. ケーガン裁判官執筆の法廷意見

州の刑の執行方法につき第8修正に基づき異議を申し立てるに当たって受刑者は、重大な苦痛を与える危険を相当程度軽減できるであろう、容易に利用できる執行方法の代替策を提示しなければならない。この代替策は、州法により権限を与えられている方法に限らず、他州で用いられている執行方法も要求しうる（*Bucklew v. Precythe*, 587 U.S. \_\_\_, \_\_\_ (2019) (slip op., at 19)）。

本件では、受刑者の刑の執行方法に関する主張を判断するうえでどのような手続が適切といえるかが問題とされている。当法廷は、提示することが求められる代替策が現行の州法上権限を与えられている場合、連邦人身保護手続ではなく、1983条訴訟の下で受刑者の刑の執行方法に関する主張を審理できると判示してきた (Nelson v. Campbell, 541 U.S. 637, 644-647 (2004))。本件で受刑者は、現行の州法によって権限を与えられていない死刑執行の代替策を提示しているため、1983条訴訟が本件請求を行う適法な (proper) 手続といえるか否かが争われている。当法廷は、1983条訴訟が適法な手続であると結論を下す。

死刑を科すことを選択している各州は長年にわたって、死刑を実行するためのより人道的な方法を模索してきた。死刑制度を存置する27州において、致死薬の投与が最も一般的な執行方法となっている。ジョージア州を含む15州は致死薬の投与による執行のみを認めている。9州では、致死薬の投与に加えて、他の特定の執行方法によることも認めている。例えば、9州のうち4州においては銃殺刑を認めている。そして、3州は致死薬の投与を含む権限を与えられている執行方法が違憲であると認定された場合、憲法に反しない執行方法によって死刑を実行することとしている。

受刑者は、州の死刑執行方法が、それ自体 (on its face) 若しくは特定の個人に適用される限り (as applied) で、残虐で異常な刑罰を禁止する第8修正に違反すると主張することができる。このような主張を行うに当たって、*Glossip* (Glossip v. Gross, 576 U.S. 863 (2015)) で当法廷は、①州の死刑の執行方法が重大な苦痛を与える相当程度の危険を有していると証明すること、②容易に実行可能であり、州の死刑執行方法に伴う危険を相当程度軽減できる代替策を提示することという二つの要件を定めた。第二要件である死刑の執行方法の代替策を提示するに当たって、*Bucklew* は、死刑囚は州法で権限を与えられた方法の中から選択することに制限されないと判示した。同判決では、第8修正は合衆国の最高法規であり、第8修正が要求する比較検討は州の選択により制限されるものではないと説明されている。

当法廷は、州の受刑者による憲法上の主張を評価するに当たって、1983条訴訟と連邦人身保護手続との間の境界線につきしばしば検討を行ってきた。両手続はいずれも、合衆国憲法に違反する州の官憲による取扱いに対して受刑者が行う異議申立てを取扱うものである。一方で、連邦人身保護手続に関する法は、例えば、反覆請求の禁止原則（second-or-successive rule）のような、手続上の要件を有しているが、1983条訴訟に関する規定は同様の要件は存在しないという点のほか、両手続が取扱う請求の範囲も異なる。1983条訴訟に関する規定は、合衆国憲法上の一切の権利侵害に対する提訴を広く定め、これを文字通りに捉えれば、合衆国憲法に反して身柄拘束されているという連邦人身保護請求の全範囲に及ぶことになる。しかし、当法廷は、文理とは反対に、人身保護申請の中核にある訴えは1983条訴訟から黙示的に外されると解してきている。

ここでいう「人身保護申請の中核」を定義するに当たって、当法廷は、請求が有罪判決若しくは量刑の有効性を争うものか否かに焦点を合わせてきている。受刑者が求める救済が有罪判決若しくは量刑の有効性を黙示的に無効とする結果を必然的に生む（necessarily imply the invalidity）ことになるときには連邦人身保護申請によらなければならない。

*Nelson*（*Nelson v Campbell*, 541 U.S. 637 (2004)）及び *Hill*（*Hill v. McDonough*, 547 U.S. 573 (2006)）では、いずれも致死薬投与の執行プロトコルが争われた。両事件ではともに、受刑者が争う執行方法の代わりとなる手段が利用可能であることを当法廷に確信させるのに十分な主張がなされていた。両事件の請求はいずれも死刑執行方法を変更するように求めるもので、請求の認容により死刑の執行が妨げられることはなかった。そのため、いずれの請求も1983条訴訟で行うことができた。

*Nelson* 及び *Hill* が判示するように、請求に係る異なる死刑の執行方法の使用には、州の法律の改正を要しないのであって、行刑部門の、成文化されていない、執行プロトコルの変更を要するにとどまるものであった。他方、本件では、ジョージア州が銃殺刑という方法で *Nance* の死刑を執行するためには、同州の法律を変更しなければならない。このように州の

死刑に関する法律が、提示された死刑執行の代替策を実施する権限を与えていない場合、1983条訴訟ではなく、連邦人身保護手続によるべきであるのかという *Nelson* 及び *Hill* で留保されていた点が本件で争われている。

ジョージア州の現行法を前提にしなければ、本件は *Nelson* 及び *Hill* よりも1983条訴訟に適しているといえるだろう。当法廷は、執行方法を争う受刑者に義務付けられる代替策の提示では、その代替方法が実行可能で且つ、容易に実施できることを十分詳細に示さなければならないと判示してきている。本件申請人 *Nance* は執行方法の青写真を州に提供している。このような請求の認容は刑の執行を妨げる結果を必然的に生むわけではなく、むしろ、執行を実現するための道筋を示すことになるのである。

たとえ代替策をとることが州法の変更を必要とする場合であっても、同様のことがいえる。*Nance* が請求する救済は、自身に対する死刑執行を、ジョージア州のコントロールが及ぶ範囲にとどめるものである。ジョージア州が死刑の執行を望めば、同州は代替策として認められた死刑の執行方法を実施するための立法を行うことができる。もちろん、法律の改正は時間と労力を必要とするだろう。しかし、手続の変更に伴う「附随的遅滞」(*Hill*, 547 U.S., at 583) は執行方法を争う手続の問いにとって重要ではなく、問われるのは、請求の認容が死刑判決を無効とする結果を必然的に生み、死刑執行の道を閉ざすか否かである。ジョージア州は法律改正が重大な障害となる理由を当法廷に示していない。ジョージア州は死刑の執行方法に関する法律をこれまで複数回改正してきており、他州でもより人道的な刑の執行方法を導入しようとして、法改正が行われてきている。

本件 Court of Appeals は正反対の結論に行き着いたが、これはジョージア州の法律を変更できないものと誤って取扱っているためである。Court of Appeals は、1983条に基づく訴えを審理して死刑に関する法改正を州に義務付けることは連邦裁判所の領域ではないと判示する。しかし、1983条訴訟の主な目的の一つは、合衆国憲法上の権利を保護する必要がある場合に州法の受容を拒絶し (override)、それによって法改正を義務付けることにある。

現に、請求が認容された場合には州法の改正が必要となる、1983条に基づく訴えを裁判所が審理することはまれではない。

当法廷と正反対のアプローチの下では、連邦法上の請求を行うための連邦の手続は、州法が何を定めているかという偶然の事情で決まることになる。致死薬の投与を唯一の死刑執行方法として定めているジョージア州において、Nanceの主張は連邦人身保護手続において提起すべきことになる一方で、致死薬の投与以外の執行方法も許容している州においては1983条訴訟を提起できることになる。合衆国憲法上の請求にいずれの連邦法の適用が及ぶかを当法廷が検討するに当たり州ごとの不一致を反映させるのは説明できるものではない。訴えの提起がいずれの手続によるかで、請求の認容、あるいは棄却という異なった結果に至ることがある点を特に留意すべきである。反対意見の立場に立つと、第8修正の執行が可能か否かが州ごとで異なることになるであろう。

第11巡回区 Court of Appeals のこのような判断は、死刑執行の代替策を提示するに当たっては現行の州法上権限を与えられていない方法を提示できるとした *Bucklew* の決定を反故にするという重大な問題を生じさせる。Court of Appeals のアプローチの下では、受刑者は、自州以外で採用されている死刑執行の代替策を提示する場合には、連邦人身保護の申請で請求を行うこととなる。執行方法に関する請求は最初の人身保護申請が終わった後になされるのが典型であるため、その請求に係る人身保護申請は反覆請求の禁止に反することになってしまう。第11巡回区 Court of Appeals の立場に立つと、当法廷が提起できると判示した執行方法に関する請求を排除することになる。

*Bucklew* で指摘したように、時間稼ぎ戦術 (dilatory tactics) に関して繰り返し言及しておこう。本件のような場合に1983条訴訟を適法とするのは、死刑執行を止めるための「駆け込み」請求を容認するものではない。執行停止の判断では、裁判所は執行方法の争いがより早期に提起できたと考えられるか、又はその他の点で受刑者の操作の企図を反映しているか否かを検討しなければならない。加えて、1983条訴訟は人身傷害に関する州

法上の出訴制限の期限までに提起しなければならない。Court of Appealsは、本件請求を人身保護申請上のものであるとしたため、出訴制限に関する判断を行っていない。本件請求は1983条訴訟によるものとして、この点を判断するように、原判断を破棄し差し戻す。

2. バレット裁判官の反対意見（トーマス裁判官、アリトー裁判官、ゴースッチ裁判官参加）

ジョージア州法の下で致死薬の投与は唯一認められた死刑執行方法であるから、Nanceの請求が認容されれば、死刑執行が必然的に禁止される。本件請求は人身保護申請で行うのが正しい。

法廷意見は現行のジョージア法は変えることができ、州立法府は銃殺刑の執行に権限を付与できることを指摘する。

しかし、私見では、受刑者が求める救済がどのような結果を生むかは現行法を前提に判断すべきである。このような観点において、Nanceの死刑執行方法に対する異議申立てはNelson及びHillとは異なる。両事件では、異議を申し立てられた死刑執行方法は法律や規則で義務付けられていたわけではなく、受刑者の異議申立てが認められていたとしても、州が死刑を執行すること自体が禁止されるわけではなかったのである。

対照的に、本件において、州には致死薬投与に代わる執行方法がなく、Nanceの主張が認められた場合、州側は死刑を執行することができない。Nanceの請求はそれが認容された場合にはこのような結果を生むので、連邦人身保護の申請で行うこととなる。人身保護申請では連邦主義の要求に応える厳格な要件の充足が求められるが、法廷意見は、州が新法を制定できることを前提とする、連邦主義に相容れない理論で人身保護申請の要件を回避する道を見つけている。

州の現行法を前提とするアプローチでは、連邦法上の手続が州法が何を定めているかという偶然の事情で決まることを懸念する。しかし、これは、連邦主義を採用していることの当然の帰結なのである。州法の相違は刑罰を定める州の権限行使によるものであり、法は死刑の方式を定める主権者の利益を確認してきている。連邦法はこのような主権者の選択それぞれ

れを尊重するように定められている。

連邦人身保護手続から離れ、1983条訴訟を利用する方法を見出す衝動も理解できる。しかし、連邦人身保護手続では反覆請求の禁止に違反することが避けにくく、救済を得られないことは、1983条訴訟を提起することを正当化するものではない。以上の理由から、私は法廷意見に謹んで反対する。

## 《解説》

### 1. 問題の所在

アメリカでは、*Furman* (*Furman v. Georgia*, 408 U.S. 238 (1972)) 以降死刑制度自体の合憲性を確立してきた<sup>1)</sup>が、死刑の執行方法は州によって異なっていたため、死刑の執行方法と第8修正の整合性も問題とされてきた。後述するように、合衆国最高裁は、死刑が合憲であることを前提にして、死刑執行に伴い生じる苦痛それ自体は第8修正上禁止されるものではないとしつつも、第8修正上相当程度の苦痛のリスクを伴う拷問に匹敵するような処刑方法は認めておらず、恐怖や苦痛、屈辱をさらに高めるような死刑の執行方法は第8修正が禁止する残虐な刑罰に当たるとしてきた<sup>2)</sup>。合衆国最高裁がアメリカで行われている特定の執行方法を違憲と判断することはなかった<sup>3)</sup>が、死刑制度を存置する各州では特定の執行方法が州憲法に違反すると判断された事例が存在している<sup>4)</sup>。そこで、死刑を存置する各州は、より苦痛がなく、人道的な方法を求め、法改正をこれまで重ね

---

1) 椎橋隆幸編『米国刑事判例の動向V』（中央大学出版部、2016年）iii-vii頁参照。

2) *See, Wilkerson v. Utah*, 99 U.S. 130 (1879); *In re Kemmler*, 136 U.S. 436 (1890); *Baze v. Rees*, 553 U.S. 35 (2008).

3) アメリカにおける死刑執行方法と合衆国最高裁の判例の流れに関しては、椎橋隆幸「死刑の認定・量刑に必要な適正手続とは何か」大谷實ほか著『死刑制度論のいま』（判例時報社、2022年）139頁、小早川義則『死刑判決と日米最高裁』（成文堂、2017年）58-154頁等を参照。

4) *See, e.g., Dawson v. State*, 554 S. E. 2d 137 (Ga. 2001); *State v. Mata*, 745 N. W. 2d 229 (Neb. 2008).



ており、現在では致死薬の投与による死刑の執行方法が一般的な方法となっている<sup>5)</sup>。もっとも、致死薬の投与による執行についてこれまでの多くの第8修正上の異議申立てが行われてきており<sup>6)</sup>、使用される薬剤や執行プロトコルにつき争われてきた。

本件において、申請人は、申請人の身体的な事情から致死薬の投与による死刑執行は重大な苦痛を生じさせる危険があり第8修正に違反するとし、代わりに銃殺刑による刑の執行を求めている。この点、ジョージア州では、致死薬の投与以外の死刑執行方法は法律上認めておらず、申請人の請求が認められれば死刑の執行が現行法上はできなくなる。このような申請人の請求を審理するに当たって、適切な手続は連邦人身保護手続であるのか合衆国法典タイトル42, 1983条に基づく訴訟手続（以下「1983条訴訟」と表記する）であるのかが本件で争点とされている。

## 2. 死刑執行方法と第8修正上の異議申立て

### (1) 第8修正上の「残虐で異常な刑罰」の意義

合衆国憲法第8修正は「残虐で異常な刑罰」を禁止している。ここでいう「残虐で異常な刑罰」の意義を示したリーディングケースとして *Wilkerson* (*Wilkerson v. Utah*, 99 U.S. 130 (1879)) を挙げることができる。この事件は銃殺刑の量刑が争われた事案であるが、死刑の執行方法としての銃殺刑は第8修正で禁止される刑罰のカテゴリーに属しないと述べる際に、第8修正の残虐で異常な刑罰の禁止の意義を正確に定義することは困難であるが、第8修正は拷問、そのほか不必要に残虐な同様の手法による刑罰を禁止していると判示した。この点につき、電気椅子による死刑執行方法

---

5) 死刑を存置する27州のうち、26州で致死薬の投与が主な執行方法とされている。アメリカの各州が採用する死刑執行方法の状況については、Death Penalty Information Center (<https://deathpenaltyinfo.org/> (2024年1月5日閲覧)) を参照。

6) See, e.g., Robin Miller, *Substantive Challenges to Propriety to Execution by Lethal Injection in State Capital Proceedings*, 21 A. L. R. 6th 1 (originally published in 2007).

の合憲性が争われ、憲法違反の主張を退けた *Kemmler* (In re *Kemmler*, 136 U.S. 436 (1890)) でも、*Wilkerson* を引用しつつ、刑罰は拷問や死の苦痛を長引かせることが関わる時に残虐なものとなるとし、残虐で異常な刑罰という第8修正上の文言は、単に生命を奪う以上の、何らかの非人道的で残酷な行為があることを示唆していると判示されている。これ以後の第8修正に関する判断でも *Wilkerson* が引用されており、同様の考え方を前提として判例が展開されてきた。

死刑事件に関していえば、死刑が恣意的で気まぐれに科される場合は残虐な刑罰に当たるとされたが、死刑制度それ自体は第8修正に違反しないという立場が確立され<sup>7)</sup>、これら判断を前提として、死刑の対象や量刑手続等に関して判例が積み重ねられてきた<sup>8)</sup>。死刑の執行方法についてもしばしば争われてきたが、致死ガス (lethal gas) による執行<sup>9)</sup>や電気椅子による執行<sup>10)</sup> (electrocution) と第8修正の関係が問題となった事例において合衆国最高裁はいずれも第8修正違反の主張を実質的に判断することなく、申請人らの請求を退けてきた。本件で問題とされる致死薬の投与による執行に関しても後述のとおり第8修正違反の主張は退けられてきた。

(2) 第8修正上の異議申立てが認められるための要件

特定の死刑の執行方法が第8修正に違反するか否かを判断するための基準を示した事案として、ケンタッキー州の致死薬の投与による死刑の執行プロトコルが第8修正に違反しないかが争われた *Baze* (*Baze v. Rees*, 553 U.S. 35 (2008))<sup>11)</sup> を挙げることができる。同事件で合衆国最高裁の複数意

---

7) See, e.g., *Furman v. Georgia*, 408 U.S. 238 (1972); *Gregg v. Georgia*, 428 U.S. 153 (1976).

8) 死刑制度と第8修正に関する判例を紹介・解説したものとして、椎橋・前掲注1)、岩田太『陪審と死刑』（信山社、2009年）等を参照。

9) *Gray v. Lucas*, 463 U.S. 1237 (1983); *Gomez v. U.S. Dist. Court for Northern Dist. Of Cal.*, 503 U.S. 653 (1992).

10) *Glass v. Louisiana*, 471 U.S. 1080 (1985).

11) *Baze* の紹介・解説として、横大道聡・ジュリスト1384号130頁（2009年）、小早川義則・名城ロースクール・レビュー 18号169頁（2010年）を参照。

見は、死刑制度が合憲と判断されてきたことに触れつつ、最も人道的な刑の執行方法でさえも一定の苦痛を必然的に伴うことになるので、合衆国憲法は苦痛が生じるすべての危険を取り除くことまでは求めていないとした。そして、*Wilkinson* を引用しつつ、第 8 修正は、拷問などの不必要に残酷な刑罰を禁止するものであり、刑罰は、拷問や死の苦痛を長引かせるなど、単に生命を奪う以上に非人道的である場合に残酷といえることになるとした。さらに、残酷で異常な刑罰というためには、死刑の執行方法が、重大な害悪を引き起こす相当程度の、若しくは客観的に見て容認できない危険を有することが必要であり、提示された代替策が容易に実行可能で、且つ、重大な害悪を引き起こす相当程度の危険を大きく軽減させるが、州が正当な理由なく、その代替策をとることを否定していることは残酷かつ異常としてみなされうるとされた。この事件で合衆国最高裁は、このような事実の証明を申請人側ができていなかったことを理由に第 8 修正違反の主張を退けている。同様に、オクラホマ州での致死薬の投与による死刑執行の過程で用いられる薬剤の使用が第 8 修正に違反しないかが争われた *Glossip* (*Glossip v. Gross*, 576 U.S. 863 (2015))<sup>12)</sup> において合衆国最高裁は、*Baze* で定立された基準に依拠し、死刑の執行方法が重大な害悪を引き起こす相当程度の危険を生み出すことを証明すること、及び、苦痛をより軽減させうる、既知の、実行可能な死刑執行の代替策を提示することを申請人は行わなければならないとした。そして、当該薬剤の使用が重大な害悪を引き起こす危険を有することを証明できていないなどとして、第 8 修正違反の主張を退けている。

上述した二つの事件は死刑の執行方法それ自体が第 8 修正に違反するのかが争われた事案であったが、死刑の執行方法を特定の個人に適用することが第 8 修正に違反するかが争われた事案として、本件法廷意見も引用す

---

12) *Glossip* の紹介・解説として、永田憲史・アメリカ法 [2016-1] 184頁 (2016 年)、小竹聡・法学セミナー 761号74頁 (2018年)、小早川義則・名城ロースクール・レビュー 39号 1, 29-44頁 (2017年) 等を参照。

る *Bucklew* (*Bucklew v. Precythe*, 587 U.S. \_\_\_, 139 S. Ct. 1112 (2019))<sup>13)</sup>を挙げることができる。この事件では、ミズーリ州の致死薬の投与による死刑の執行は、申請人の疾病を理由に重大な苦痛を申請人に生じさせることになる等と主張された。合衆国最高裁はまず *Baze* 及び *Glossip* の射程には、この事件のような特定の個人に適用することが問題となる場合も含まれるとし、第8修正違反が認められるためには①重大な苦痛を引き起こす相当程度の危険を大きく軽減しうる、実現可能で且つ容易に実施できる代替策があること、及び、②州政府が正当な行刑上の理由なく、その代替策の採用を拒否していることを受刑者は証明しなければならないと判示した。そして、この事件で申請人は代替策として致死ガスによる執行を提示したが、合衆国最高裁は上述した要件を充たさないとして申請人の主張を退けている。なお、①で要件とされる代替策は、現行の州法により権限を与えられている死刑執行方法の中から選択することに制限されないとされ、その論拠として、第8修正は合衆国の最高法規であり、その分析は州法によって左右されないことを合衆国最高裁は強調している。

### (3) 第8修正上の異議申立てを行う手続

死刑の執行方法の合憲性を争う際に依拠できる手続として考えうるのは、連邦人身保護手続と1983条訴訟である。アメリカでは、有罪判決と量刑に対する州の終局性の利益を保護するために連邦人身保護手続による保護を縮減してきた経緯<sup>14)</sup>があり、連邦人身保護手続は、反覆請求の禁止原則<sup>15)</sup>のような制限が存在している。一方で、1983条訴訟にはそのような制限はないため、いずれの手続で訴訟を提起できるかは重要な争点となってきた。

死刑執行方法に対する異議申立てをどのような手続で行うべきかが争わ

---

13) *Bucklew* の紹介・解説として、永田憲史・アメリカ法 [2020-1] 157頁(2020年)を参照。

14) 高田昭正「合衆国の人身保護令状 (1)・(2)・(3完)」岡山大学法学會雑誌38巻4号1頁, 39巻1号35頁(1989年), 39巻4号203頁(1990年)等を参照。

15) *See*, 28 U.S.C. § 2244.

れた事案として *Nelson* (*Nelson v. Campbell*, 541 U.S. 637 (2004))<sup>16)</sup> を挙げることができる。この事件では、致死薬の投与を行う準備として実施される静脈へのアクセスを確保するための「切開プロトコル (cut-down protocol)」に対して異議が申し立てられた。合衆国最高裁は、有罪判決の事実や量刑の有効性に異議を申し立てる主張は人身保護手続の中核に当たり人身保護手続によることになるが、それ以外の場合は1983条訴訟に当たることになるとした先例<sup>17)</sup>の基準を引用しつつ、死刑執行方法に対する異議申立ても量刑それ自体に対する異議申立てになりえるとした。このように被収容者が請求を行う手続に関する先例の基準が死刑事件に及ぶとしたうえで、*Nelson* の法廷意見は、法律問題として、切開が致死薬の投与で義務付けられているか、あるいは、事実問題として、静脈の手当てのために切開に代わる方法を申請人が認めることができず、若しくはその用意がないのであれば、申請人の主張は死刑判決自体を否定するものになるだろうとした。それに続けて、法廷意見は、切開を義務付ける立法がないことを指摘するとともに、差戻し後の証拠調べで、切開が致死薬の投与に必要であると結論付けられる場合には、執行方法に関する主張を分類する次の問いに答える必要があると判示した<sup>18)</sup>。次に、*Hill* (*Hill v. McDonough*, 547 U.S. 573 (2006))<sup>19)</sup> では、三種類の薬物を投与する手続に対して異議が申し立てられた。合衆国最高裁はこの事件は *Nelson* によって規律されるとした。そして、*Nelson* の場合と同様に、この事件の申請人は死刑の執行自体に異議を申し立ててはならず、異議を申し立てた方法で死刑を執行しないよう求めているのみであり、また、州法上も異議を申し立てた執行方法が義

16) *Nelson* の紹介・解説として、田中利彦編『アメリカの刑事裁判1』(成文堂、2017年)70頁(渡邊卓也担当)を参照。

17) *Preiser v. Rodriguez*, 411 U.S. 475, 489 (1973); *Muhammad v. Close*, 540 U.S. 749, 750 (2004) (per curiam).

18) この事例では、州側が申請人が挙げる代替方法を受け入れるようなので、証拠調べは不要だろうという見込みが示されている。See, *Nelson v. Campbell*, 541 U.S. at 646.

19) *Hill* の紹介・解説として、田中・前掲注16) 140頁(杉本一敏担当)を参照。

務付けられていないことから、1983条訴訟の下で当該異議申立てを行うことができる判断された。

以上のように、これら二つの事件では、死刑執行方法が死刑それ自体に異議を申し立てるか否かを判断するに当たっては、①異議を申し立てられた執行プロトコルが州法やそのほか規則で義務付けられているか、②申請人が代替策を示し、代替策が採用されれば死刑が執行されることを受け入れているかが重要な要素になりうるとされ<sup>20)</sup>、①の点については両事件ともに異議を申し立てられた手続は州法上義務付けられているものではなかった。

一方で、本件においてジョージア州の現行法で認められていた死刑の執行方法は致死薬の投与による執行のみであり、現行の州法上では他の執行方法をとることができない点で、*Nelson* 及び *Hill* とは異なる。そこで、本件の異議申立てが1983条訴訟の下で行うのか、あるいは、連邦人身保護手続によるべきであるのかが争われている。

本件において1983条訴訟に依拠することを認めることによって、連邦人身保護手続を利用できない場合でも、1983条訴訟により州の死刑の執行方法に関する異議申立てを行うことができるようになる。上述したように第8修正違反が認められる要件は厳しく、死刑囚の主張が認められる可能性は低いが、このような訴訟が提起されることで死刑執行が数年単位で遅延されることに懸念が示されていた<sup>21)</sup>。一方で、本件において1983条訴訟に依拠できず、連邦人身保護手続によるべきとした場合、各州がジョージア州のように死刑執行方法を法律上限定するように法改正をすれば、連邦人身保護手続の手続上の制限により、受刑者が州の死刑執行方法に異議を申

---

20) *Nelson v. Campbell*, 541 U.S 637, 645–646 (2004); *Hill v. McDonough*, 547 U.S 573, 580–581 (2006).

21) William W. Berry III, *Does an Inmate's As-Applied Method-of-Execution Challenge Have to Be Raised in a Habeas petition Instead of Through a 42 U.S.C. §1983 Action If the Inmate Pleads an Alternative Method of Execution Not Currently Authorized by State Law?*, 49 No.7 Preview 33 (2022).

し立てる手段が極めて限定されることになる<sup>22)</sup>。このように本件判断の内容によって、死刑執行の方法に対する異議申立ての在り方が大きく変わらうるものであった。

### 3. 本件の検討

本件法廷意見は、ジョージア州の現行法で唯一認められている死刑執行方法は致死薬の投与であるが、州法を改正することで申請人が主張する銃殺刑によることもできるとし、申請人の請求を認めても死刑判決それ自体の有効性は損なわれるものではないことから、1983条訴訟によることを認めた。一方で、反対意見は、現行の州法上、銃殺刑による死刑執行方法は行うことができないのであるから、申請人の請求を認めると死刑それ自体が執行できなくなるため、連邦人身保護手続によるべきだとしている。

このような判断の相違は、州法をどのように位置づけるかの理解の相違によるものであると思われる。法廷意見は、申請人が執行方法に異議を申し立てる根拠とした第8修正は、合衆国の最高法規であり、州法が何を定めているかという偶然の事情で第8修正上の問題が判断されてしまうことに対する懸念を強調している。法廷意見によれば、州法の規定の仕方によって、どの手続によることができるのか、各州間で相違が生じることは不合理であることになる。これに対して、反対意見は、連邦主義を採用している以上、各州の主権が尊重されるべきである点を強調している。反対意見によれば、死刑の執行をどのように実施するのかを判断する州の主権者としての利益は守られるべきであり、各州が制定した州法は、どの手続によることができるかという論点を含め、尊重されるべきであり、各州間で相違が生じることは連邦主義の当然の帰結であるということになる。

反対意見の立場の背景には、死刑制度に対する異議申立てが濫用されることに対する懸念があるように思われる。アメリカにおいて、死刑は他の刑罰とは性質が異なることから、死刑を科すに当たって特別な手続を求めらるスーパー・デュープロセスの考え方が主張され、合衆国最高裁も影響を

---

22) *Ibid.*

受けてきたとされる<sup>23)</sup>。死刑囚は死刑を科すための手続の各段階において異議申立てを行うことが認められている。他方で、異議申立てを行う機会が多数認められていることから、どこまで死刑囚の異議申立てを行う権利を保護するべきであるのかが問題とされてきた。とりわけ、死刑執行の直前において、死刑執行を先延ばしにするために異議申立て手続が濫用される虞がある<sup>24)</sup>。

法廷意見もこのような懸念は認識しており、本件のような場合に1983条訴訟に依拠することを認めても、それが死刑執行に不当な遅延をもたらさないようにその運用には配慮することを求めている。法廷意見が本件で許容した1983条訴訟を提起しても、とりわけ死刑執行の直前に提起されたような場合には、時機にかなわないとしてその主張を退ける裁量は依然として裁判所に残されている<sup>25)</sup>。それでもなお、法廷意見が本件において1983条訴訟に依拠することを認めたのは、死刑の執行方法に対して異議申立てを行う機会を確保するためであると考えられる。これまで合衆国最高裁は、上述したような背景の下で、死刑事件についてはより慎重な判断を行うように求めてきた。死刑囚は多くの場合、連邦人身保護手続で死刑の量刑それ自体につき既に争っていることが想定できることから、連邦人身保護手続では、反覆請求の禁止原則から、死刑執行方法に対して異議申立てを行うことができず、1983条訴訟を認めないと、死刑執行方法を争う機会を実質的に奪われることになることと捉えることができる。法廷意見は、その主張が認められるかはどうであれ、このように死刑執行方法につき争うこと自体ができなくなることを問題視したものであると考えられるだろう。

近年アメリカでは、死刑廃止論者側の圧力から死刑執行に利用される致死薬の提供を提供元の製薬会社が差し控えることがあり、州側は新たな薬剤の入手や執行プロトコルの修正に苦慮しているというような状況が生じ

---

23) 笹倉香奈「死刑事件の手続」法学セミナー 733号46頁（2016年）等を参照。

24) *See, e.g.*, *Bucklew v. Precythe*, 587 U.S. \_\_\_ (2019) (slip, op., at 29–30).

25) *Williams J. Rich*, *Modern Constitutional Law*, § 31:62 (3rd ed. 2023 update).



ている<sup>26)</sup>。このような状況の下で、新たに採用された薬剤や修正された執行プロトコルが死刑囚の苦痛を逆に増大させる結果につながっているとも指摘されている<sup>27)</sup>。本件で申請人が死刑執行方法の代替策として主張する銃殺刑は、迅速かつ苦痛の少ない死をもたらす点で致死薬の投与に代わる最も人道的な方法であると主張する見解もある<sup>28)</sup>。一方で、ジョージア州が、銃殺刑という執行方法の利用に躊躇している背景事情として、アメリカにおいて死刑廃止の潮流が高まっていることに配慮したものであるという指摘がなされている<sup>29)</sup>。銃殺刑は、州が死刑囚を殺害している点を市民に強く認識させるものであり、致死薬の投与の場合と比べ世論の反発が予想されるのである。

本件で1983条訴訟に依拠することが認められたことで死刑の執行方法に対する異議申立てが増加しうると考えられ、上述したような死刑執行を先延ばしにすることを目的とした濫用的な異議申立ての問題が実務上顕著となっていくように思われる。我が国でも死刑執行方法の妥当性について議論があるところ、アメリカの今後の対応について注視していく必要があるだろう。

なお、本件で差戻しを受けた第11巡回区 Court of Appeals は、1983条訴訟を時機にかなわないとした District Court の判断を破棄し、第8修正上の Nance の主張を審理するように本件をさらに差し戻している<sup>30)</sup>。

#### 4. 本件の意義

以上述べてきたように、本件は第8修正に基づき死刑の執行方法に関する異議申立てを行う際に要件となる死刑の執行方法の代替策を提示するに

26) Mary D. Fan, *The Supply-Side Attack on Lethal Injection And the Rise of Execution Secrecy*, 95 B. U. L. Rev. 427, 428-435 (2015).

27) *Ibid.* at 435-449.

28) Deborah W. Denno, *The Firing Squad As "a Known and Available Alternative Method of Execution" Post-Glossip*, 49 U. Mich J. L. Reform 749, 777-792 (2016).

29) William W. Berry III, *supra* note 21.

30) *Nance v. Commissioner, Georgia Department of Corrections*, 59 F.4th1149 (11th Cir. 2023).

当たって、現行の州法上認められていない方法を提示した場合でも、1983条訴訟に依拠することができることとされ、*Nelson* 及び *Hill* といった先例で留保された点に判断を示した事例であった。死刑の執行方法について様々な議論がなされているアメリカの状況において、死刑の執行方法につき異議申立てを行う機会を確保した点について意義が認められるだろう。